

令和元年度適切なネット利用対策実践事例プレゼンコンクール実施要項

1 趣旨

多機能なインターネット機器の急速な普及に伴い、青少年がインターネットを通じた犯罪、トラブル、いじめ等に巻き込まれる事例が後を絶たないことやスマホ依存の弊害が社会問題化するなか、平成 26 年度から青少年のネット・リテラシー向上に向けた取組を充実させる契機として O S A K A スマホサミットを開催している。

その取組を各学校や地域に普及・定着させるために、各学校等において青少年の適切なネット利用に向けた対策を実践している事例について募集し、優秀事例については「O S A K A スマホサミット 2019」の場でプレゼンテーションしていただき、同様の取組の更なる普及・定着を目指す。

2 主催

大阪の子どもを守るネット対策事業実行委員会（H31 年度文部科学省委託事業）

構成員：（座長）兵庫県立大学 竹内和雄准教授、大阪府、大阪府教育庁、大阪府警察、総務省近畿総合通信局、大阪市、大阪市教育委員会、堺市教育委員会、大阪府 PTA 協議会、大阪市 PTA 協議会、堺市 PTA 協議会、大阪府立高等学校 PTA 協議会、大阪市立高等学校 PTA 協議会、株式会社 NTT ドコモ、KDDI 株式会社、ソフトバンク株式会社、デジタルアーツ株式会社、株式会社ディー・エヌ・エー、グリー株式会社、大阪府消費生活センター、青少年育成大阪府民会議

3 募集対象事例

青少年が適切にインターネットを利用できるよう、ネット・リテラシー向上に向けて実践している取組（近年のものに限る）

4 応募資格

- ・大阪府内在住・通学の小学生、中学生、高校生、大学生、社会人を主体とする団体・グループ
- ・団体等の活動範囲が大阪府内であること

5 応募締切

~~令和元年 10 月 11 日（金）~~ → 令和元年 10 月 31 日（木）

応募期間を延長
しました！

6 応募方法等

取組内容の概要について、別添様式「適切なネット利用対策」実践事例（A 4 用紙 2 枚。詳細は記載例参照）により、~~10 月 11 日（金）~~ → 10 月 31 日（木）までに下記送付先へメールか郵送、逡送にて提出してください。

〈お問合せ・送付先〉

〒540-8570（住所記載不要）

大阪府青少年・地域安全室 青少年課

適切なネット利用対策実践事例プレゼンコンクール 係

TEL：06-6944-9150 FAX：06-6944-6649

E-mail：KamataniH@mbox.pref.osaka.lg.jp

7 審査

- (1) 審査基準等については別途定める。
- (2) 応募事例は、審査委員会により審査する。
- (3) 入賞事例は、団体名を公表する。また、構成員の氏名を公表する場合も有り得る。
- (4) 入賞事例は、年度内に「実践事例集」として大阪府青少年課がとりまとめ、当課ホームページやTwitterへの掲載の他、府内全ての小中学校・高校・支援学校等に配付する。
※参考：昨年度の「実践事例集」掲載ページ（大阪府青少年課ホームページ）

<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/23164/00294894/H30nettaisakupurezenkonkuru.docx>

- (5) 入賞事例数は概ね次のとおりとする。

| | |
|-----|-----|
| 優秀賞 | 3事例 |
| 佳作 | 5事例 |
| 計 | 8事例 |

8 入賞事例の発表

入賞事例のうち、優秀賞の3団体については、下記のとおり、「OSAKAスマホサミット2019」において、1団体約3分間で発表をしていただき、プレゼンテーションの結果を加味した上で最優秀賞を決定する。

「OSAKAスマホサミット2019」

日時：令和元年12月1日（日）午後1時～4時30分

場所：大阪市立こども文化センター ホール

発表時間：1団体3分程度

※参考：OSAKAスマホサミット掲載ページ（大阪府青少年課ホームページ）

<http://www.pref.osaka.lg.jp/koseishonen/nettaisaku/nettaisakuh30.html>

9 その他

- (1) 入賞8事例の「実践事例集」への掲載は、原則、提出いただいた別紙1をそのまま使用する。
- (2) 審査結果については、応募団体に令和元年11月上旬頃に通知する。
また、入賞団体名（構成員の氏名を含む場合もあり得る）や事例については、府青少年課ホームページ等に掲載するとともに、報道機関等へ情報提供を行う。
- (3) 応募状況により、部門を設けて部門毎に発表や表彰を行う場合がある。
- (4) 「OSAKAスマホサミット2019」当日の発表の様子については、報道機関等へ情報提供を行うとともに、周知・啓発用の映像記録として活用させていただく。